**グリーン久万郷**
**クリーン仁淀川**

**久万高原産廃処分場を止める会**
代表　川本博文　0892-21-0706
事務局　鷲野 宏　080-6376-8076
編集長　古田 隆　090-4794-1041
会計　守屋律郎　0892-50-9501
HP http://stop-kumakogensanpai.info
Mail info@stop-kumakogensanpai.info

# 業者や行政はやる気　止めること一点で住民結集を

## 肉声で表情で他地域の運動がよく分かった意見交換会

「愛媛のごみ問題を考える意見交換会」は、去る8月25日、松山コミセンで開催され、70人(久万高原町関係では20人)の参加で開催されました。そのあらましを報告します。

### 今治市町谷の場合

今治の町谷愛供自治会の小川平さんは、次の点で新焼却炉計画反対の意見を述べました。

①50年以上も前からゴミ焼却が行われ、環境汚染や健康被害も起こっている。新計画が実施されれば80年もの長期継続となり重大な人権侵害である。

②今治市は、町谷・平山の両自治会とのみ協定書を交わし、迷惑料を支払い、両自治会は新計画賛成の立場をとっている。直近の愛供自治会・森の前自治会の了解を取らず、話し合う必要もないと言っている。

③新施設予定地には、大量の汚染ゴミが埋まっており、その処理費は億単位の資金を要する。さらに近くの地下水から基準値2倍強の水銀が検出された。

### 松山菅沢「レッグ」の場合

①08年から地元・近隣住民から苦情が出始める。

②10年から水銀検出や灰濁水流出、埋め立て地陥没、灰濁水から鉛・水銀・ヒ素を検出、

③12年、地下水路の破損を確認等々。

④13年、「ごみネット」市に要望書提出。

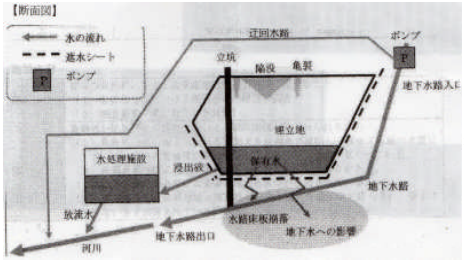


### 西予市三瓶の場合

①施設設置許可までの経緯を見ると、県・市・業者とも関係住民に事前説明・意見聴取を行わず、故意に情報操作をした感がある。(関係住民を地主主義で設定、生活に影響を受ける地域を除外)

②県は提出された申請書を現場を見ず書類中心の審査をし、市も意見書作成を書類資料のみで行い、現場検証に基づく判断をしていない。

③導入計画の設備を専門家に検討してもらうと、構造上の欠陥があるため、有害排気ガスが排出・拡散し被害を受ける。

④8月12日、中村知事から三瓶町住民に対して反対署名の回答として、国が県に代わって手続きを進めるしくみからして「設置許可は出さざるを得ず…建設を止める手立てはありません」との手紙が全戸配布されたが、住民無視の極みである。

### 司会者まとめ

ここでは久万高原町の報告を省略しましたが、四つの報告と質疑応答の後、司会者から次のようなまとめがありました。

①産廃処分場・ゴミ焼却場を止めるという一点で結束し、党派・しがらみを越えて、草の根から住民運動を作り上げていくことの重要性が確認されました。そのために、話し合いや議論だけでなく、自分にできることから始め、積極的に仲間を広げていく行動をしようということです。

②そのために、まず事実を知ること、本当のこと(真実)をつかむこと、それは現地調査であり、他地域との交流会であり、運動の先輩やその筋の専門家の講演会・学習会・調査報告会でありますが、それらに参加してよく知り自信を持って周りの人に働きかけましょう。

③業者や行政は、「やめる」とは言っていません。今日の報告4地域ともやる気満々です。こちらが油断したり、運動の手を緩めると建設は進みます。運動は続けること、広めること、高めることが必要です。

④行政の情報公開はきわめて不十分です。公開請求してもほとんど黒塗りされたものしか出てこない。公告・縦覧が西予市の場合のようにインターネットで行われてほとんどの住民の知らないところで進んでゆく。その後、意見書提出と進むが、住民や専門家がすべての段階で関与できるように要求しなければならないでしょう。もう一つ、「指導要綱」の「関係住民の同意」の「関係住民」の範囲が恣意的に決められる現状にあること、今治・三瓶の例が端的に示しているように、いのちと暮らしに一番関わっている人たちの意見を聞こうとしていません。こうした行政の手法にどう関わっていくかは大きな課題だと確認されました。

⑤裁判に提訴している所、まだしていない所、条件は若干違いますが、私たちの運動にはお金がかかります。財政と宣伝は車の両輪です。両方ともしっかり取り組みましょう。

⑥今日の会はシンポジウム準備会の主催、輪を大きくして盛大に本番を迎えましょう。

**執行部役員の改選について**

5月21日の理事会で次の執行部役員を選出しました。

代表　川本　博文
副代表　石丸　常
　　川崎美代子
事務局　鷲野宏
編集長　古田隆
会計　守屋律郎

(大野隆則前代表の健康上の理由、久万川重広前会計の家庭の事情による辞任にともなうもの)

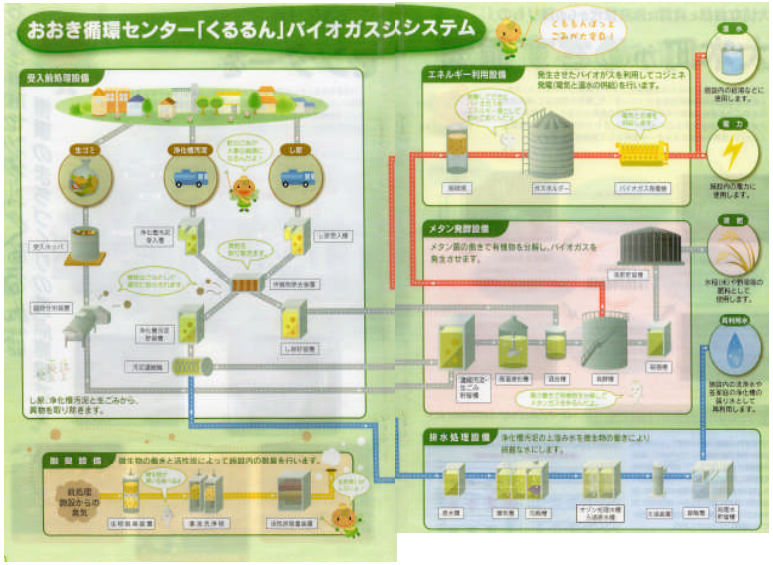


# 大量生産・大量消費・大量廃棄が根源

## 循環してゴミを資源に―大木町の挑戦視察

本会の川本代表と山之内調査役は、去る7月12日、福岡県大木町を訪ね、環境～食・農を考える環境の町づくりに果敢な挑戦を続ける町の営みを視察しました。（図面・地図等の資料は大木町のパンフから抜粋しましたし、下の新聞記事は「愛媛新聞」13・8・26付から掲載しました）

### 迷惑施設を中心部に配置

川本　博文

大木町循環のまちづくりの考え方は、①現在ゴミになっているものを地域資源として活かす②住民・事業所・行政が役割分担しそれぞれが責任を果たす③食やエネルギーをできるだけ地域で自給する（地産地消・省エネ創エネ）④自然を大切にし、助け合い汗を流し、何一つ無駄にしない（先人の暮らしの知恵に学ぶ）

徳島県上勝町に続き、全国2番目にゼロウエイスト宣言。

この町は、生ゴミ、生し尿、浄化槽汚泥という日常生活から排出される廃棄物を貴重な資源としてとらえ、その資源を活用してエネルギーを作り出す施設は、迷惑施設ではなく町の中核施設、市民と創る施設と位置づけ、国道沿いの町の中心に配置している。その「くるるん」にはバイオマスセンター（メタン発酵施設や学習施設）と道の駅「おおき」（農産物直売所・健康地域応援レストラン）が整備され、まちづくりの拠点として経済・観光・農業・地域活動等すべてが循環するようデザインされている。

高額の税金を使い、深刻な環境問題を起こし、未来に大きな付けを残す今までのゴミ処理の方法を見直し、環境を壊さない持続可能な暮らしを築き次世代に引き継ぐこと、16年（平成28年）度までにゴミの焼却・埋め立て処分をしない町を目指している。

### ある宣伝広告会社の営業10訓

①もっと消費させろ
②捨てさせろ
③ムダ遣いをさせろ
④四季を忘れさせろ
⑤贈り物をさせろ
⑥コンビナートで使わせろ
⑦きっかけを投じろ
⑧流行遅れにさせろ
⑨気安く買わせろ
⑩混乱を作り出せ

梶山正三「廃棄物紛争の上手な対処法」（民事法研究会）から引用

### 大木町の概況

- 福岡県南部筑後平野の中央部、水郷柳川に隣接した農業の町
- 人口約14，500人
  - 世帯数約4，500世帯
  - 面積18.43平方キロ
- 掘割が町の面積の14%
- 財政指標（平成22年度）
  - 財政力指数　0．52（県内30位／58市町村）
  - 実質公債費比率　8%（県内12位）
  - 経常収支比率　78．5（県内3位）
- 特産は、苺・アスパラガス・シメジえのき・花ござなど
- 住民と行政による協働のまちづくりが進む

### 大木町もったいない宣言（ゼロウエイスト宣言）

子どもたちの未来が危ない。

地球温暖化による気候変動は、100年後の人類の存在を脅かすほど深刻さを増しています。その原因が人間の活動や大量に資源を消費する社会にあることは明らかです。

私たちは、無駄の多い暮し方を見直し、これ以上子どもたちに「つけ」を残さない町を作ることを決意し、「大木町もったいない宣言」をここに公表します。

1、先人の暮らしの知恵に学び、「もったいない」の心を育て、無駄のない町の暮らしを創造します。

2、もともとは貴重な資源である「ごみ」の再資源化を進め、2016年（平成28年）度までに、「ごみ」の焼却・埋立処分をしない町を目指します。

3、大木町は、地球上の小さな小さな町でありますが、地球の一員としての志を持ち、同じ志を持つ世界中の人々と手をつなぎ、持続可能なまちづくりを進めます。

以上宣言します。

### ごみ問題　課題探る

松山　県内4団体　現状報告

2013. 8. 26E

県内各地にあるごみ問題を考える意見交換が25日、松山市湊町7丁目の市総合コミュニティセンターで、自治体の焼却場建設や民間の産業廃棄物終処分場の計画など内4カ所のごみ問題現状や課題について、し合った。

松山市菅沢町の産業廃棄物処理会社の最終処分場問題に取り組む市民団体「ごみを考えるネットワークえひめ」（谷口博徳代表）が連絡役となって準備会を結成し、初めて開催。約70人が参加した。

意見交換会では同団体をはじめ、今治市町谷の新ごみ処理施設建設に反対する「町谷愛供自治会」、久万高原町東明神の産廃処分場設置に反対する「産業廃棄物処分場設置を止める連絡協議会」、西予市宇和町郷内地域で進められている産業廃棄物焼却施設建設に反対する「三瓶の水を守る会」のメンバーが発足経緯や活動内容、課題を報告した。

各団体とも、問題を知る端緒が新聞やうわさと述べ「行政の『地主の許可を得れば住民の賛否はいらない』という姿勢に疑問を感じる」などの意見が出た。行政から廃棄物処理場計画を知る方法がインターネットと一部行政機関でしかできず、行政の説明責任が果たされていないという指摘もあった。

このほか、訴訟になった場合の弁護士費用や情報公開請求で出された文書の黒塗り部分の開示方法なども話し合った。（武田泰和）

情報公開請求で出された黒塗りの文書を参加者に見せる発言者＝25日午後、松山市湊町7丁目